

# 埼玉県感染防止対策協力金（第13期早期給付）申請のご案内

（令和3年7月12日～令和3年8月22日営業時間短縮）

埼玉県内の飲食店の皆様

埼玉県産業労働部

## 【申請受付期間】

令和3年7月19日（月）～令和3年8月8日（日）

## 【申請・相談窓口】

### 埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

電話 0570-000-678

（平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時）

## I 協力金の概要

### 1 目的

埼玉県（以下「県」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項又は第31条の6第1項に基づく営業時間の短縮等の要請（令和3年7月12日から令和3年8月22日まで。以下「要請」という。）に協力する飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する事業者に対して、埼玉県感染防止対策協力金（第13期早期給付）（以下「協力金」という。）を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援することを目的とします。

### 2 支給額

70万円

※ 早期給付を受けた方は必ず埼玉県感染防止対策協力金（第13期）の申請をしてください。審査ののち、売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分（70万円）との差額について追加支給いたします。

※ 埼玉県感染防止対策協力金の受給実績のない事業者は早期給付の対象外です。

※ 売上高減少額方式を選択する事業者は早期給付の対象外です。

## II 支給要件

本協力金の支給要件は、次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 要請を受けた、県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する法人又は個人事業主であること。
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得した上で、県内において来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営していること。
- (3) 通常時は【措置区域は午後8時、措置区域外は午後9時】から翌日午前5時までの間に営業していた店舗であること。
- (4) 原則として令和3年7月12日から令和3年8月22日までの全ての期間において、営業時間を午前5時から【措置区域は午後8時、措置区域外は午後9時】までに短縮すること。
- (5) 終日、酒類の提供を自粛すること。ただし、次の条件を満たす場合は、午前11時から【措置区域は午後7時、措置区域外は午後8時】まで酒類の提供が可能。
  - ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）について県の認証を受けること
  - ・ 【措置区域は1人、措置区域外は4人以下、】又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限ること
- (6) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、店頭に掲示すること。
- (7) 休業している場合を除き、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を受け、感染防止対策を遵守し、認証ステッカーを店頭に掲示すること。
- (8) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示すること。
- (9) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備がある場合、利用を自粛すること。
- (10) 長時間（90分超）の会食を避け、4人以下<sup>\*</sup>又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限るよう要請すること。<sup>\*</sup>措置区域内で飲酒を伴う場合は、1人
- (11) 営業時間の短縮や酒類提供制限の取組を店舗に掲示すること。
- (12) 事業活動に必要な許認可を受けていること。
- (13) 令和3年7月12日から令和3年8月22日までの間に営業停止等の行政処分を受けないこと。
- (14) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (15) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地の公表に同意すること。
- (16) その他誓約事項に同意すること。

## III 申請手続等

### 1 申請受付期間

令和3年7月19日（月）から令和3年8月8日（日）まで

### 2 申請方法

埼玉県感染防止対策協力金（第12期）の申請時に「埼玉県感染防止対策協力金申請書（第13期早期給付：7月12日～8月22日要請分）」を添付してください。

- (1) 電子申請で埼玉県感染防止対策協力金（第12期）の申請をこれから行う事業者以下の埼玉県感染防止対策協力金申請フォームから申請してください。

「埼玉県感染防止対策協力金（第12期）について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-12manbo.html>

※ 令和3年8月8日（日）23時59分までに送信を完了してください。

（第13期早期給付：令和3年7月12日～8月22日営業時間短縮）

(2) これから郵送により申請を行う事業者

申請書類を簡易書留・レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金（第12期）事務局 宛

※令和3年8月8日（日）の消印有効です。

(3) 既に申請済（電子申請を含む。）の事業者

本申請書のみを郵送又は電子メールで提出してください。郵送で提出する場合の送付先や期限等は「(2) これから郵送により申請を行う事業者」と同様です。

電子メールでの受付については現在準備中です。準備が整い次第、電子メールでの申請方法をご案内いたします

※令和3年8月8日（日）23時59分までに送信を完了してください。

3 本協力金の申請書類の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

「埼玉県感染防止対策協力金（第13期：早期給付）について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyouryokukin-13souki.html>

(2) お近くの配布機関での受取

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業労働政策課（本庁舎4階東側）
- ・県内の各市役所、区役所
- ・県内の各地域振興センター及び保健所
- ・県内の各商工会議所及び商工会

4 申請書類

埼玉県感染防止対策協力金（第13期早期給付）申請書（様式1）

※ 必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

※ 提出が必要な書類はあくまで早期給付に係るものであり、埼玉県感染防止対策協力金（第13期）の申請時には別途、書類の提出が必要です。第13期の申請に必要な書類は詳細が決まり次第、お知らせします。

5 本協力金に関する問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口（埼玉県感染防止対策協力金 事務局）

電話 0570-000-678

※又はお近くの商工会議所・商工会へお問合せください。

6 申請書類の審査及び補正

申請書類について、記載事項に誤りや不足等がないかを事務局で審査します。

(1) 記載事項に誤りや不足等があったときの補正

ア 電子申請で受け付けた場合、メールにてお知らせします。電子申請ポータルサイトに記載事項の訂正等を行い、当初申請内容の修正をお願いします。

イ 郵送で受け付けた場合、記載事項の誤りや不足等を記載した「補正依頼書」と該当書類を返送します。該当書類を訂正等の上、必ず「補正依頼書」と一緒に返送してください。

(2) 軽微な補正事項の場合は、事務局から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。支給開始は7月下旬以降を予定しています。

8 通知

(1) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知をメール又は郵送で送付いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV 注意事項

(1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、受け取った協力金は返還していただくとともに、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。

(2) 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本協力金の支給に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(3) 本協力金の支給を受けた店舗名及び所在地はホームページで公表いたします。

(4) 本協力金の申請書及び提出書類の記載内容や支給又は不支給の結果に関する情報は、国及び店舗所在地の自治体に提供することがあります。

## 協力金の不正受給は犯罪です

- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
- この場合、受け取った協力金は返還していただきます。
- 加えて、協力金と同額の違約金の支払いを求めることがあります。
- 本協力金の支給に必要な場合は、対象店舗の営業時間短縮等の取組に係る実施状況に関する検査又は報告を求めることがあります。
- 軽い気持ちで行ったとしても重大な犯罪です（例：詐欺罪 10年以下の懲役）。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
  - ✓ 短縮を要請している営業時間以降も客を滞在させて営業しているにもかかわらず、営業時間短縮要請に応じたように見せかける。
  - ✓ 既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける。
  - ✓ 飲食店等を運営する事業者でないにもかかわらず、対象事業者を装い申請する。

埼 玉 県  
埼 玉 県 警 察 本 部